

シンポジウム

「ネットに氾濫する誹謗・中傷言論にどう対処するか？」

人権擁護委員会 報道と人権部会 部会長 西岡 弘之 (52期)

2009年9月14日、弁護士会館クレオにおいて、東京弁護士会主催の「ネットに氾濫する誹謗・中傷言論にどう対処するか？」と題するシンポジウムが開催された。

東京弁護士会人権擁護委員会・報道と人権部会では、「匿名言論の表現の自由」というテーマで、昨年より繰り返し研究会を開いてきた。表現の匿名性については、従来、自由な表現を確保するために重要な役割を果たしており、民主主義の維持発展のために十分に保障されるべきであるとの見方があったかと思われる。しかし、インターネットの普及により、匿名言論がもたらす様々な弊害が看過し得なくなった現状においても、匿名言論について従来同様の保障を与えるべきか、またはあらたな制限・規制等が必要かといった問題について検討し、現在の状況を踏まえた上での「匿名言論」の位置づけを行おうというのが、研究会の趣旨であった。研究会では毎回、様々な形でインターネットに関わっていらっしゃる方々に講師としてお越しいただき、ネット社会で繰り広げられている匿名言論活動の意義や弊害、そして違法匿名言論への具体的な対応などについてお話しいただき、議論を繰り返してきた。今回のシンポジウムは、このような活動の一環として開催されたものである。

シンポジウムでは、これまで研究会に講師として参加していただいた、山田健太氏（専修大学准教授）、北島圭氏（電経新聞社記者）、鎌田真樹子氏（魔法のiらんど安心安全インターネット向上推進室室長）の3名をパネリストとしてお迎えし、当部会の梓澤和幸会員、坂井真会員が、それぞれ、パネリスト、コーディネーターとして加わり、



計5名によるパネルディスカッションが行われた。

パネルディスカッションでは、ネット上で繰り広げられている誹謗・中傷言論の現状についての報告や対処法についての提言が、各パネリストそれぞれの立場から行われた。

各パネリストの意見のおよその共通項は、「ネット上の違法言論に対しては、早急な対処・対策が必要であるが、自主規制や司法手続きによる解決が実効性を持つような方策によるべきであり、法的規制、行政的規制の強化については、表現の自由への侵害の危険性が高く、慎重であるべき」という点であった。

会場には、弁護士の他、ジャーナリスト、学生、会社員、NGO職員など、幅広い参加者にお集まりいただいた。参加者の方々からいただいたアンケートでは、「様々な立場からの考えが聞けて有意義だった」、「違法言論と表現の自由の問題について考える良い機会となった」などの意見も多く好評であったが、被害救済の具体的方法についてもっと聞きたかったとの声もあり、今後の当部会の活動の参考にしたいと考えている。